

## 平成28年第11回大月市農業委員会委員総会会議録

開催日時 平成28年11月25日（金） 午後2時00分から

開催場所 大月市民会館4階会議室

出席委員

会 長	1 番	宮 咲 寛也
委 員	2 番	西 村 恒男
	3 番	志 村 喜光
	4 番	平 井 美孝
	5 番	今 泉 治通
	7 番	薦 木 正彦
	8 番	小 宮 山 篤
	10 番	小 俣 昭男
	11 番	久 嶋 良元
	12 番	古 田 政義
	13 番	米 山 義一
	14 番	渡 邊 克典
	15 番	天 野 千明
	16 番	小 宮 文男
	17 番	和 田 廣行
	18 番	小 林 良次
	19 番	梶 原 勝
	20 番	鈴 木 章司

欠席	6 番	萩 原 剛
	9 番	小 林 恒雄
	21 番	金 井 信

1 互礼

2 開会

定刻の時間となりましたので、ただいまから平成28年第11回大月市農業委員会委員総会を開催致します。

3 会長挨拶

皆さんこんにちは。本日は平成28年の第11回大月市農業委員会委

員総会を招集したところ、何かとご多用の中ご臨席を賜りまして厚くお礼申し上げます。さて、今年はいつになく異常気象が続いております。昨日もまだ11月というのに時ならぬ大雪でございまして、私どものところも13cmぐらい積もったというふうな状況であります。皆さんのところはいかがだったでしょうか。また、畑を見ますと白菜が丸くならないで、明日あたり頭を縛った方がいいかというそんな時期でございましたけれども、かなり重たい雪でございまして、その上に積もって果たしてどうかなあとそんな状況です。まず田んぼを見てみますと私だけかもしれませんが藁を散らしてだけで、まだ、秋田を掻き回しておりません。4年ぐらい前までは、秋田を掻き回す時には田んぼを掻き回すと土埃が出ていたわけですがけれども、最近は湿っている時しか乾く時がございませぬので、湿っている田を掻き回しているというふうな感じで、なんかふけ田を掻き回しているような状況です。温暖化というふうなことを実際に感じているところでございます。

さて、今月は平成28年度の富士・東部農務事務所の農業委員の研修会、あるいはまた、山梨県農業委員推進大会と行事が複層しております。皆様にはお忙しい中をご出席いただいております。厚くお礼申し上げます。寒い日がまだまだ続きますので、お互いに健康には十分留意しながらやって行きたいと思っております。

本日の案件は、農地法第3条案件が1件、4条案件が1件、5条案件が1件、非農地証明交付申請に対し許可を求める件が1件あります。本総会がスムーズに進行されますようお願い申し上げ、挨拶いたします。よろしく申し上げます。

#### 4 開会宣言

宮咲会長

本日は、事前の通告でございまして、3名の方が欠席でございまして、萩原剛委員、小林恒雄委員、金井信委員の3名が欠席でございまして、農業委員会等に関する法の第27条第3項の規定による定足数を満たしておりますので本総会の成立を宣告致します。

#### 5 議長選出

事務局

大月市農業委員会会議規約に基づき議長を会長にお願いします。

#### 6 議事録署名委員の指名

議長

19番 天野 千明委員、20番 梶原 勝委員を指名する。

## 7 議案審議

議長

日程第7、これより、議案審議を行います。議案第36号、農地法第3条の規定による許可申請に対し許可を求める件。後記のとおり農地法第3条の規定による農地等の権利の移転及び設定の許可申請があったので、許可を求める。担当委員の説明を求めます。平井美孝委員お願い致します。

平井委員

説明致します。

番号1、土地、農地の所在、大字〇〇町〇〇字〇〇、地番××××の×、地目、登記簿畑、現況畑。その下へいきまして、〇〇町〇〇字〇〇、地番××××、登記簿畑、現況畑、農用内。その下へいきまして、〇〇町〇〇字〇〇、地番××××、登記簿畑、現況畑、農用内。その下へいきまして、〇〇町〇〇字〇〇××××、登記簿畑、現行畑、農振区分、農用内。その下へいきまして、〇〇町〇〇字〇〇、地番××××、登記簿田、現況田、農用内。その下へいきまして、〇〇町〇〇字〇〇、地番××××、登記簿田、現況田、農用内、トータルで4687㎡でございます。権利種別は3条有償移転、譲渡人氏名、住所、●●●、大月市〇〇町●●××番地、申請事由、譲受人への農業の継承と売却代の医療費への充当のためでございます。譲受人氏名、住所、●●●●、大月市〇〇町〇〇××番地×、経営面積0、申請事由、農業の継承と買取による父林の医療費への充当のため。

捲っていただきまして、場所の説明を致します。当該土地は、●●●●を〇〇〇方面に行きまして、●●●●の手前を右に入ったところです。ここは車が入って行きません。昔、計画があつて市道を都留市までということだったようですが狭くて断念したようです。農用地内に入っており、●●さんがぼつぼつ耕作していたんですが、2年前に倒れまして、それから草刈りはしているようですがちょっとはつきりしないもんで息子さんと娘さんがいて、医療費に充てるために親の土地を買取るということで話がついているようです。

そんなことで現地へ行ってまいりました。次の頁、3頁ですね、〇〇町〇〇の〇〇、ここは〇〇〇の●●●●のところを少し行きますと●●の入口がございます。●●の入口から少し行きますと●●さんという●●をやっているところを右に折れて行きます。そこに畑が道の上と下にあります。これも2年半ばかり前から手をつけてないということです。脳梗塞で倒れてそのまま入院したものですから、今、お金がかかるということで、本来なら無償で息子さんに譲りたいが、医療費をどうしよう

かということで●●で話し合った結果、父と子で売買することになったということです。

2頁に戻りまして、最初に〇〇というところがあります。2頁上の方に3564の1付近、これは●●●●の●●で〇〇の●●●●●●●●の真上辺の方角になりまして、私の土地もありますので行ってみました。工用道路を残してもらって、近くまで軽自動車ぐらい入れるよう作り放しの道ができるということになってますから、草ぼうぼうで凄いです。コンボが入れるということで畑にするつもりであれば十分できるところで、等高線をみれば分かるんですが幅が広いので地図にない上の方は、鉄道寄り急斜面ですが●●の方の平らな部分ですから、畑に戻す気になればできると思います。現地をみましたが何ら問題がないと思いますのでご審議のほどよろしくお願い致します。

議長 ただいま担当委員の説明が終了しました。平井委員ご苦勞様でした。ただいまの説明に対しまして、質疑がございましたら挙手の上指名を受けてからの発言と致したいと思ひます。よろしくお願ひ致します。

何かございますか。

(異議なしの声)

議長 それでは異議なしの声がありますので質疑を打ち切り、これより裁決を行います。許可に賛成の方は挙手願ひます。ありがとうございました。全会一致で許可と決定致します。

議長 続きまして議案第37号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し意見を求める件。後記のとおり農地法第4条第1項の規定による農地等の使用目的変更申請があつたので意見を求める。担当委員の説明を求めます。鈴木章司委員お願ひ致します。

鈴木委員 説明致します。

番号1、土地、農地の所在、大字〇〇〇×丁目字〇〇、地番×××の×、地目、登記簿畑、現況宅地、農振区分、農振外。もうひとつあります。〇〇〇×丁目字〇〇×××の×、地目、登記簿畑、現況宅地、農振区分、農振外、面積26㎡、74㎡、両方合計で100㎡です。申請人氏名、住所、●●●●●、東京都〇〇〇〇市〇×2丁目××の××、転用目的、施設等、一般個人住宅、個人住宅、転用理由、昭和45年より住宅として利

用。

場所の説明を致します。次の頁をお開きください。国道20号から139号に入りまして、●●●●●●の●●の西側、●●●●●●のところを左折しまして、現在は営業していませんが●●●●●●あります。その横になります。現在の所有者●●●●●●さんが相続で平成28年5月3日に所有権を取得したところ、以前の所有者の父親が居宅増築の際に農地であった場所に増築をしてしまったとのこと。始末書が出ておりますので朗読させていただきます。

始末書。私、●●●●●●は、平成28年5月3日、下記不動産を相続により所有権を取得致しました。しかし、昭和45年、父●●●●●●は居宅の増築時農地法の制約を知らずに許可を得ず農地上に建物を建築し、現在に至りました。46年間地目変更せずに使用したことは大変申し訳ございませんでした。今後、このような無許可の使用を起こさないように致します。現況地目、宅地への変更手続きをよろしくお願い申し上げます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長 担当委員の説明が終了しました。鈴木委員ご苦勞様でした。ただいまの説明に対しまして、質疑がございましたら挙手の上指名を受けてからの発言としてください。何かございますか。

(異議なしの声)

議長 異議なしの声がありますので質疑を打ち切ります。採決を行います。許可してもよろしいという方は挙手願います。ありがとうございました。全会一致で許可相当と決定致します。

議長 次に移ります。議案第38号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し意見を求める件。後記のとおり農地法第5条第1項の規定による転用の為の権利の移転・設定許可申請があったので意見を求める。担当委員の説明を求めます。平井美孝委員お願い致します。

平井委員 では説明致します。

番号1、土地、農地の所在、大字〇〇町〇〇字〇〇〇、地番××××の×、地目、登記簿田、現況雑種地、農振区分、農振外、面積13㎡、権利所有権移転、譲渡人氏名、住所、●●●、大月市〇〇町〇〇×××番地、譲受人氏名、住所、三●●●、大月市〇〇町〇〇×××番地×、転用目的、



分歩くと〇〇の●●に入ります。〇〇の●●を上って行くと●●●という●●●の●●があります。そこを右に行って中央高速と側道の長いトンネルを抜けて曲がった所に●●さんの用地がございます。ここに出ていますように明治26年から●●●●というのは、実は●●●の裏から●●さんの辺りまで××ぐらいの墓地があったそうです。ところが高速道路と側道で当たってしまって、概ね32・3の墓地が移転を余儀なくされたということで、その●●さんの土地とその横にウェルネスパークの原野に沿って、前の●●●●の●●●●さんの土地があります。●●さんと●●さんの土地へその30数件の墓地が移転された。入りきれない墓地については、もっと左側の〇〇〇というかウェルネパークの入口の下に4・5軒の墓地が移転したということです。高速に当たったために緊急避難的に墓地をそっちへ上へ上げていかなければならないものですから最初の墓地中の道に沿って、だいたい同じくらいで道を作って墓地が移動されたわけなんです、上へ行くにしたがって東の人が出っ張ったり、西の人が出っ張ったりして道が細くなってしまった現状です。どこの地域も同じですが2・3の方が部落から外れてしまって、そういう墓地は管理しないという問題点も出ているようです。

ちょっと●●●のことにふれますけれども、この●●●には●●さんがおりませんので大家さんの〇〇の●●●には親と子の二人の●●がおります。年寄りの方の●●●●●●が●●●を兼務していたようですが今年の4月に●●さんという若い●●がそこへ入ってくれまして、その時●●●●●●と若い●●との話し合いで、引き継ぎをやったわけだけど、この時、●●●を皆呼んでいろいろ問題点を話し合った結果、道の草も●●●の責任で刈ります。それから管理しない墓地も私ども●●で刈るというようなことがありました。私が先月見に行きましたら、道路も刈ってありまして、荒れた墓地もなく、皆綺麗になっていました。そういうことでここは墓地に全部なったわけです。以上です。

議長            担当委員の説明が終了致しました。久嶋委員ご苦勞様でした。ただいまの説明に対して何か質疑がございますか。

平井委員        言っていることがちんぷんかんぷんで分からないんだけど、これを見ると●●●さんとかが明治26年ごろ墓地にしていると。●●●で墓地が動いたとか動かないとか関係ないですね。これを読むと〇〇の土地で●●●さんという方が明治26年より農地を墓地として使用していると、それだけのことでしょ。それを遠回しに中央道だとか、●●の●●だとか、こ

れだけ読めば何らちっとも問題ない。農地をお墓にしている所はいっぱいありますよ。固定資産はほとんど変わらないから、それを変更することはいいことだけど、余分の話をするから聞いている方もこんがらがってくる。

議 長 よろしいですか。他に何かございますか。

志村委員 390㎡を全部墓地にするということですか。

事務局 全部墓地になっています。

議 長 他に何かございますか。

(異議なしの声)

ないようでしたら、質疑を打ち切ります。これより裁決を行います。許可に賛成の方は挙手願います。ありがとうございました。全会一致で許可相当と決定致します。

## 8 報告事項

議 長 それでは次に日程8、報告事項を議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

事務局 それでは説明します。

転用確認証明交付に対する報告。平成28年10月8日から平成28年11月10日。後記のとおり転用確認証明書を交付したので報告する。平成28年11月25日。

番号1、所在、〇〇町〇〇〇字〇〇〇〇、地番×××の×、地目、台帳畑、現況雑種地、地積391㎡。もう一筆、×××の×、地目、台帳畑、現況雑種地、地積396㎡、申請者住所、氏名、東京都〇〇区〇〇×の×の×の×××、有限会社●●●●●●●●代表取締役●●●●、許可年月日、平成28年5月16日、許可番号、富東農第×の×の××号、転用目的、太陽光発電施設、交付年月日、平成28年10月13日。

番号2、所在、〇〇町〇〇字〇〇、地番××××の×、地目、台帳畑、現況宅地、地積21㎡、申請者住所、氏名、大月市〇〇町〇〇×××、●●●●、許可年月日、平成18年7月21日、許可番号、富東農第×の×の××号、転用目的、住宅用地、交付年月日、平成28年10月1



8日。以上です。

議 長 　　ただいま事務局より転用確認証明に対する説明がございました。これに対する質問がございますか。

葛木委員 　　所在ですけど、2番の方の〇〇字〇〇あるんだ。

事 務 局 　　飛び地でございます。

議 長 　　〇〇の飛び地だそうでございます。他に何かございますか。

小宮山委員 　　申請が平成18年から10年、これまで全然申請がなかったということですか。許可年月日が18年で交付年月日は28年で10年間、こういうことあるの。

事 務 局 　　登記しなかったということです。許可証がある限りは半永久的に許可証は有効です。コピーでは駄目ですけど本物の知事の判子の押してある許可証であれば売買で土地が移ってもそれは有効です。

## 9 その他

議 長 　　よろしいですか、他に何かございますか。

会長より11月実施で調整してきたが、各市町村とも行事が多くみつからなかった。農業委員会の決定に基づき、日帰り、年度内実施で調整しているとの回答があった。

議 長 　　そのほかに何かございますか。それでは本日の全日程が終了致しました。職務代理より閉会宣告をお願いします。

職務代理 　　全ての案件が終了致しましたので、平成28年第11回大月市農業委員会委員総会を閉会と致します。お疲れ様でした。

10	閉会時刻	同	日	午後	14時	00分
11	解散時刻	同	日	午後	14時	58分